

## 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ、また、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和2年度剣淵町一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 32,000 千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 466,339 千円

(単位:千円)

大区分	小区分	令和2年度 予算	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国道支出金	地方債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	障害者福祉費	187,034	133,745			6,445	46,844
	高齢者福祉費	113,181	5,462	3,700	3,099	12,206	88,714
	児童福祉総務費	12,379	2,503	7,000	1,001	227	1,648
	児童措置費	34,610	29,164			659	4,787
	保育所費	58,078	4,834		3,789	5,982	43,473
	児童福祉施設費	8,494	2,288		1,040	625	4,541
	小計	413,776	177,996	10,700	8,929	26,144	190,007
保健衛生	保健総務費	27,277	46			3,294	23,937
	健康推進費	25,169	1,610		2,372	2,563	18,624
	小計	52,446	1,656	0	2,372	5,857	42,561
合計	466,339	179,769	10,700	11,301	32,001	232,568	

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。